

令和3年度スタートアップ・イニシャルプログラムOSAKA業務 プロポーザル公募要領

公益財団法人大阪産業局では、大阪でのスタートアップ・エコシステムの構築と将来の大阪発のロールモデルとなる企業の発掘、成長支援のため、「令和3年度スタートアップ・イニシャルプログラムOSAKA」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、「令和3年2月定例府議会大阪府一般会計予算」、国の事業交付決定、大阪府中小企業支援交付金の要綱設置、及び同交付金の交付決定を前提に事業化される停止条件付き事業です。

1. 案件名称

令和3年度スタートアップ・イニシャルプログラムOSAKA業務

(1) 事業の趣旨・目的

産業構造の大転換が見込まれるなか、大阪が持続的に成長していくためには、次代の産業を担うスタートアップ企業を次々と生み育てていく「スタートアップ・エコシステム」の構築が必要となっている。しかし、大阪は海外や首都圏などと比べ、スタートアップ企業の成長環境に格差があり、スタートアップ企業のコミュニティが少なく、有望なスタートアップ企業が育つ一方で、東京圏への流出も懸念される状況にあると考える。また、スタートアップ・エコシステムを定着させるためには、大阪で起業を志す人の目標となるスタートアップ企業のロールモデルを多く輩出する必要があるが、ロールモデルの候補となるレイター期に移行する企業は未だ少ないことから、学生や社会人等にとっては、身近に起業家を感じるような環境が整備できていないという課題がある。

こうした状況の中で、大阪府においては行政施策の一環として、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、堺市、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、一般社団法人関西経済同友会と連携し、「大阪ベンチャーエコシステム推進連絡会議」が設置され、大阪から世界レベルのリーディングカンパニーの輩出をめざす取組みが進められてきた。また、大阪府や大阪市、公益財団法人大阪産業局、経済団体が連携をおこない、大阪のリソースやポテンシャルを最大限に活用しながら、オール大阪で世界に冠たるスタートアップ都市・大阪をめざすべく、「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」を設立。令和2年7月には、大阪、京都、ひょうご・神戸の3つのコンソーシアムが連携し、内閣府が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」の「グローバル拠点都市」として選定をされた。

本業務では、このような取組みの一環として、まだ世の中にない新たな価値を自ら創出し、急速な規模拡大を志向し、大阪からグローバルを舞台に市場を求める、スタートアップ企業及び起業前後の方を対象として、事業立上げ時に必要とされる専門的な支援プログラムを実施するもの

である。

(2) 業務内容

令和3年度スタートアップ・イニシャルプログラムOSAKA業務委託仕様書（別紙1）によります。

(3) 契約上限額

8, 899千円（税込）

(4) 契約期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

(5) 履行場所

発注者の指定場所

2. プロポーザル概要

(1) 名称

令和3年度スタートアップ・イニシャルプログラムOSAKA業務プロポーザル
（以下、「プロポーザル」という。）

(2) プロポーザル参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が以下の要件に該当すること。

①次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各

号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく健全であると認められる者でないこと。

③府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

④府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

⑤消費税及び地方消費税を完納していること。

⑥大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

⑦大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（①キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（①キに掲げる者を除く。）でないこと。

⑧府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

（３）公募期間

令和 3 年 3 月 19 日（金） から 令和 3 年 4 月 8 日（木）

（４）質問について

プロポーザルに関する質問については、令和 3 年 3 月 25 日（木）午後 5 時までに、以下までお問合せください。

e-mail: soumu@sansokan.jp 担当：総務グループ 成山

【質問について】

- ・件名に【スタートアップ・イニシャルプログラムOSAKA業務】質問と明記してください。
- ・発信者名（所属名・担当者名）及び返信先電子メールアドレスを必ず記載してください。

また、ご質問の回答については、令和3年3月30日（火）午後2時頃（予定）に、大阪産業局 WEB サイトにて公開いたします。（<https://www.obda.or.jp/>）

（５） プロポーザルの提出について

「プロポーザル提出書類」（（６）に記載）を、提出期限までに持参、もしくは郵送で提出すること。

提出期限：令和3年4月8日（木）午後5時 必着

提出先：大阪産業創造館13階 大阪産業局 統括室総務2部 宛

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館13F

（６） 提出書類

①提出書類：

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 事業実績申告書（2年間程度の実績）（様式4）

オ 共同企業体で参加の場合

共同企業体届出書（様式5）

カ 誓約書（様式6・様式7）

※様式6及び7については、共同企業体で参加する場合も、参加企業全てが提出すること。

キ 会社・団体概要

②提出部数：各 正本1部、副本5部

（７） 提案内容に対するプレゼンテーション・ヒアリングの実施

①日時：令和3年4月14日（水）午後（予定）（時間帯は、各社に後日通知します）

各社40分 まで、出席者は1社3名まで

②場所：マイドームおおさか7階 会議室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号

3. 企画提案の決定

(1) 選定委員会の設置

参加企業の中から企画提案を決定するため、別に、「令和3年度スタートアップ・イニシャルプログラムOSAKA企業選定要領」を定め、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の開催

開催日時：令和3年4月14日（水）午後（予定）

(3) 最優秀提案企業の決定

選定委員会の選定結果に基づき、理事長が最優秀提案企業を決定する。

4. 結果の通知

応募事業者（共同企業体の場合は代表構成員）全員に、結果を文書で通知する。

（令和3年4月20日（火）（予定））

5. 留意事項

- ① 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、具体的な内容については委託企業選定後の打ち合わせにより決定する。
- ② 応募に要する費用は、すべて参加企業の負担とする。
- ③ 提出書類等は、返還しない。
- ④ プロポーザル参加により、知り得た秘密を第三者に漏らすことを禁じる。

6. 関係資料等

【別紙1】 令和3年度スタートアップ・イニシャルプログラムOSAKA業務委託仕様書